

## 「みやぎ環境税」の今後の在り方について

## 1 みやぎ環境税の概要

- みやぎ環境税は、通常ベースを超えて新たに実施又は拡充を図る環境施策の財源とするため、平成 23 年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入。
- 第 2 課税期間（平成 28 年度～令和 2 年度）の 5 年間で約 80 億円の税収を見込む。  
※個人：年間 1,200 円，法人：標準税率の 10%相当額（年間 2,000 円～80,000 円）

## 2 検討会議の設置等

- 令和元年 11 月から庁内においてみやぎ環境税の今後の在り方について検討を実施。
    - (1) 庁内での検討状況…
      - ・検討会議【関係課長会議】：2 回（R1. 12. 19, R2. 6. 1）
      - ・ワーキンググループ：4 回（R1. 11. 15, R2. 2. 5, R2. 3. 19, R2. 4. 17）
    - (2) 市町村からの意見聴取…
      - ・アンケート調査（R1. 11～12），担当課長会議（R2. 1. 15）
- ※主な意見：「みやぎ環境税はこれまで有効に活用」「令和 3 年度以降も継続が必要」

## 3 税活用事業の成果（第 2 課税期間）

- 新みやぎグリーン戦略プランを策定し、県事業及び市町村事業を実施。
  - (1) 県事業（主な事業の内容は、別添概要版を参照）
 

①低炭素社会の推進	…21 事業	} 合計 65 事業
②森林の保全・機能強化	…12 事業	
③生物多様性・自然環境の保全	…20 事業	
④環境共生型社会構築のための人材の充実	…12 事業	
  - (2) 市町村事業  
みやぎ環境交付金事業としてメニュー選択型及び市町村提案型の事業を実施
  - (3) 二酸化炭素の削減見込み量  
5 年間で約 31 万 8 千トン（一般家庭の年間排出量で 7 万世帯相当）の見込み。  
※平成 23 年度以降の総削減見込量：約 66 万トン

## 4 今後の在り方

- 依然として温室効果ガスの排出量が東日本大震災前を上回っていることや野生鳥獣による被害が増加していることなど、各分野において多くの環境課題が存在。脱炭素社会の構築や気候変動への適応などの新たな課題も発生。
- これらの課題に対応するための取組を継続していくことが必要であることから、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間、現行の課税制度を延長する（税率の変更なし）。
- 延長に当たっては、「新みやぎグリーン戦略プラン」を改定。

## 5 今後のスケジュール

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 令和 2 年 8 月～9 月 | 県民説明会の開催，パブリックコメントの実施     |
| 令和 2 年 11 月    | 11 月定例県議会に宮城県県税条例の改正議案を提出 |